

## ごあいさつ

### 見沼たんぼ地域の多様な価値を 未来の子どもたちに伝え遺す

未来遺産・見沼たんぼプロジェクト推進委員会代表

新井一裕



#### 「未来遺産」として伝え遺す

見沼たんぼ地域に関する 20 の市民団体、農業者、教育機関で構成する「未来遺産・見沼たんぼプロジェクト推進委員会」の活動が、日本ユネスコ協会の「未来遺産プロジェクト」に認定・登録されたのは 2014 年度でした。

この地域は、国や自治体の諸計画においても、首都圏に存在する貴重な大規模緑地空間として位置づけされており、その「歴史、文化、農業、自然などの諸資源」は、首都圏に暮らす市民にとって貴重な財産です。この貴重な財産を、できるだけ良好な状態で未来の子供たちに伝え遺していくことは、現在に生きる私たちにとって重要な責務であると考えます。

#### 市民団体・農業者・教育機関の連携・協働の輪を広げて

見沼地域には、生活者としての農業者があり、また、この地域を活動のステージとする多くの市民団体があります。これらの人々の活動を相互に連携、協働して、より有機的に進めいけたら素晴らしいことであると考え、私たちはこの「推進委員会」を 2011 年に結成しました。以来、何度もわたる申請を経て、日本ユネスコ協会の認定・登録がなされたことは、私たちにとって大きな喜びでした。

しかし、この「認定・登録」は、決してゴールではなく、新たなスタートであると思います。この認定・登録を一つの契機として、なお一層活動の輪を広げていきたいと思います。

### 市民と農業者の連携で魅力と活力のある 見沼たんぼ地域の農業振興を

見沼たんぼ地域・都市農業振興研究部会長

細沼武彦



#### 困難さを抱える日本農業

日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、相続による農地の細分化、後継者不足など厳しい現状にありますが、さいたま市においても同様の課題を抱えています。

そのような困難な課題を抱えている農業生産活動が、見沼たんぼ地域で「人と環境にやさしい豊かな産業」とし

ました。以降 5 回にわたり、副会長の萩原知美さん・島田由美子さん・丸山文隆さんとともに、都市農業振興研究のシンポジウムの進行役をつとめさせていただきました。

#### 多彩な農業生産が展開されている

##### 見沼たんぼ地域の農業

さいたま市 = 見沼たんぼ地域の農業は、首都圏という大消費地を抱え、高度集約的な農業経営の発展とともに、米、野菜、種苗、植木、花卉類などの多彩な農業生産が活発に行われています。その多彩な農産物の利点を活かして、市内には、多くの農産物直売所が開設され、消費者に、身近な農産物とふれあい購入できる場として利用されています。私は、かつて、さいたま市の直売所の第一号店を大和田駅前に開設した経験もあり、また、消費者と生産者の理解を深めるためのコスモス祭等、実施してきた経緯から、市民と農業者の連携した農業振興に活かすた

めの研究部会長に指名されたものかと考えております。

#### 「研究部会」から「連携推進部会」の設置に

昨年（平成 27 年）9 月から本年 1 月に下記の内容で 5 回のシンポジウム等を開催しました。

①さいたま市などの農業政策の報告と意見交換、②特色のある農業経営者などの報告と意見交換、③農業体験活動関連の市民団体等からの報告と意見交換、④市民が応援する見沼たんぼ地域の都市農業振興に向けた意見交換、⑤シンポジウムのまとめとしての農業生産者等との連携推進組織づくりの提案・検討会

今後については、「市民が応援する見沼たんぼ地域の人と環境にやさしい都市農業・連携推進部会」を設置し、これまでの研究活動の成果を活かしてまいりたいと考えておりますので、引き続いてのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

### 未来遺産プロジェクトとして 更なる都市農業の振興を期待

農林水産省 関東農政局 農村振興部 農村計画課長

薮内敏行



未来遺産プロジェクトへの認定・登録、おめでとうございます。

この快挙は、首都圏の大規模緑地見沼たんぼを 100 年後の子ども達に残したいという熱い思いで、関係する団体や農業者等の皆様が、見沼たんぼ地域の保全・活用・創造活動、農業体験学習活動、歴史文化の継承活動を行ってこられた努力の賜であり、これまでのご努力に対し敬意を表する次第です。

また、見沼たんぼ地域の新たな発展を目指して「市民が応援する見沼地域の人と環境にやさしい都市農業振興ビジョン」シンポジウムを 4 回に亘り開催され、新たな展開を図る方向性を決定されましたので、今後、更なる振興が図られるものと期待しております。

#### 多様な機能を持つ都市農業の重要性と 農林水産省の取組

都市農業は、①新鮮で安全な農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、②身近な農業体験・交流の場の提供、③災害に備えたオープンスペースの確保、④潤いや安らぎをもたらす緑地空間の提供、⑤都市住民の農業への理解の醸成など、多様な機能を有しております。

このため、農林水産省におきましては、平成 11 年に制定された食料・農業・農村基本法において、「都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を

図るために必要な施策を講ずることを明記し、都市農業の振興を図る取組を進めてきたところですが、昨年 4 月の都市農業振興基本法の制定により、その取組は加速されました。

現在、都市農業振興基本法の 9 条に基づき、都市農業の振興に関する基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策などを定める都市農業振興基本計画について、今春頃の閣議決定を目指して策定作業を進めているところであります。策定後は、都市農業の振興を図るために必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置が講じられていくことになります。

#### 見沼たんぼ地域での都市農業振興を期待

見沼たんぼ地域では、周囲を市街地に囲まれながらも、シンポジウムで報告していただいたような体験・観光農園、田舎暮らし体験農家民宿、野菜・花きの篠農家の皆様など特色のある農業や、NPO や市民団体による環境・農地・農業を守るための取組などが実施されており、周辺の都市住民の方々は大きな恩恵を受けられているところですので、将来に亘り保全していくことを期待する次第です。

また、関東農政局としましても、皆様の見沼たんぼ地域の保全・発展に向けた取組を支援させていただきたいと考えております。

皆様のますますのご活躍を祈念申し上げ、拙いですが、お祝いの言葉とさせていただきます。